

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年6月11日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

給食室給湯器子機左側修繕

2 履行(納品)場所

横浜市泉区和泉中央南2丁目27-1
横浜市立伊勢山小学校

3 契約日

令和8年5月12日

4 履行日又は履行期間

令和8年5月12日から令和8年6月30日

5 契約金額

254,430円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市旭区中白根3-24-18
株式会社 森川工業

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市立伊勢山小学校において、給食調理用湯沸器が破損。給食調理業務に支障がでたため、緊急で修繕を行った。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に登録されていて、迅速な対応ができることから選定。

9 所管課

横浜市立伊勢山小学校